

令和 7 年 10 月 10 日

○規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

消防団員の服制を見直すため改正する。

[内 容]

1 盛夏衣の種類の追加（別表第2関係）

盛夏衣の上衣に長袖を追加することとする。

2 女性団員用帽等の変更（別表第2関係）

女性団員用帽、活動帽及び活動服の形状等を変更することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 10 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第42号

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する
規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和41年小田原市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「活動衣」を「活動服」に改める。

別表第2女性団員用帽の項中

「製式	円形つば型とし、帽の周りに地質と同系色のリボンを巻く。 形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。
き章	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。台地は、 地質と同様とする。 形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。

を

「製式	円形つば型とする。 形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。
き章	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。台地は、 地質と同様とする。 形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。
周章	男性団員用帽と同様とする。

に

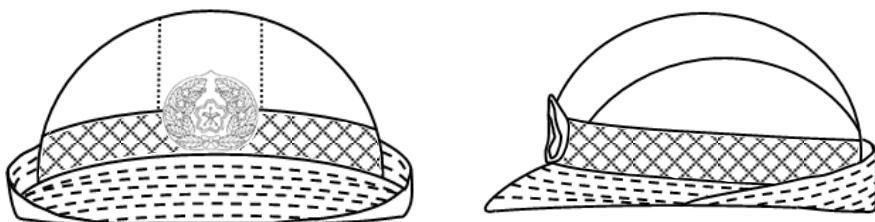
改め、同表活動帽の項中「銀色」の次に「及びオレンジ色」を加え、「及び桜葉」を削り、同表盛夏衣の項中「シャツ型の」の次に「長袖又は」を加え、同表活動衣の項を次のように改める。

活動服	上衣	色及び地質	濃紺色（胸囲及び袖上部にオレンジ色を配する。）の綿織物、 合成纖維織物又はこれらの混紡織物で難燃性のものとする。
	上衣	製式	カッター式の長袖とし、前中心はファスナー留めとする。袖 口は、水かき付きのファスナー開きとする。ポケットは、胸 部左右に各1個とし、蓋を付ける。左右両肩に肩章を付ける。 形状は、第6図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とし、両もも部のポケットの蓋にオレンジ色を配 する。
	ズボン	製式	裾シングルのタック付き長ズボンとし、オレンジ色のベルト を用いる。両側前方、両もも部及び両臀部に各1個のポケッ トを付け、両もも部及び左臀部のポケットには蓋を付ける。 形状は、第6図のとおりとする。

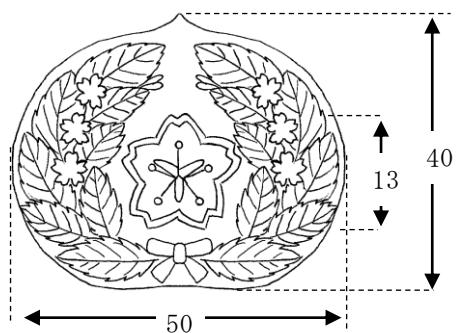
別表第2第1図の2を次のように改める。

第1図の2 女性団員用帽（数字は、寸法を示し、その単位はミリメートルとする。）

製式

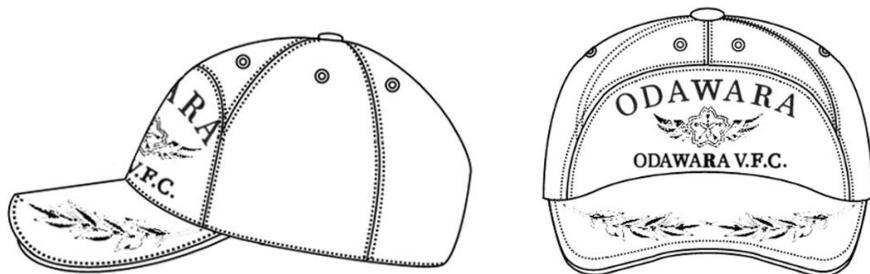


き章

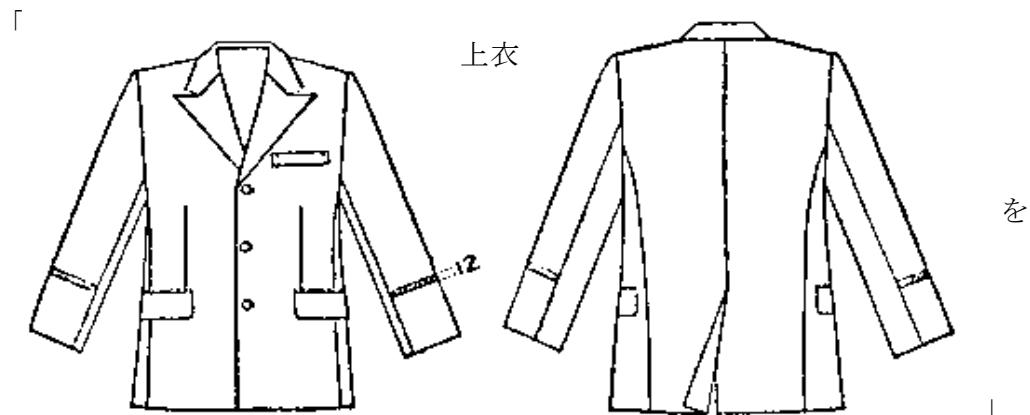


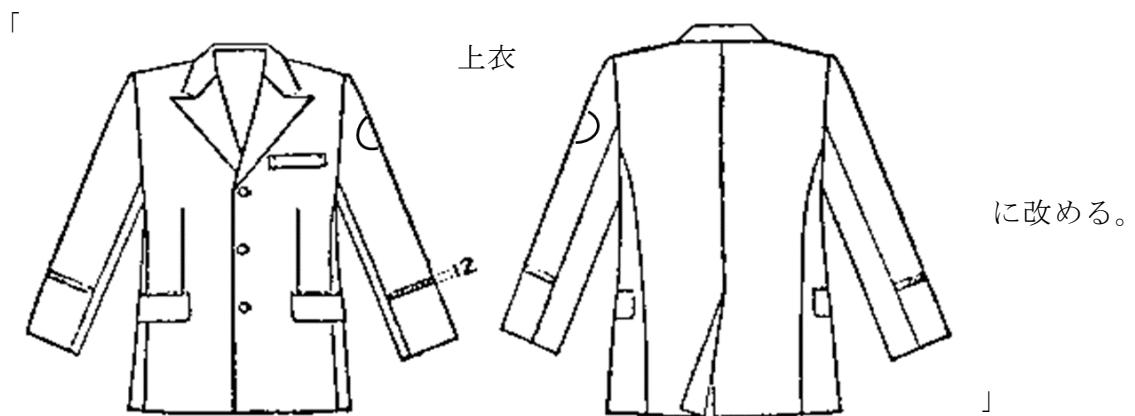
別表第2第2図を次のように改める。

第2図 活動帽

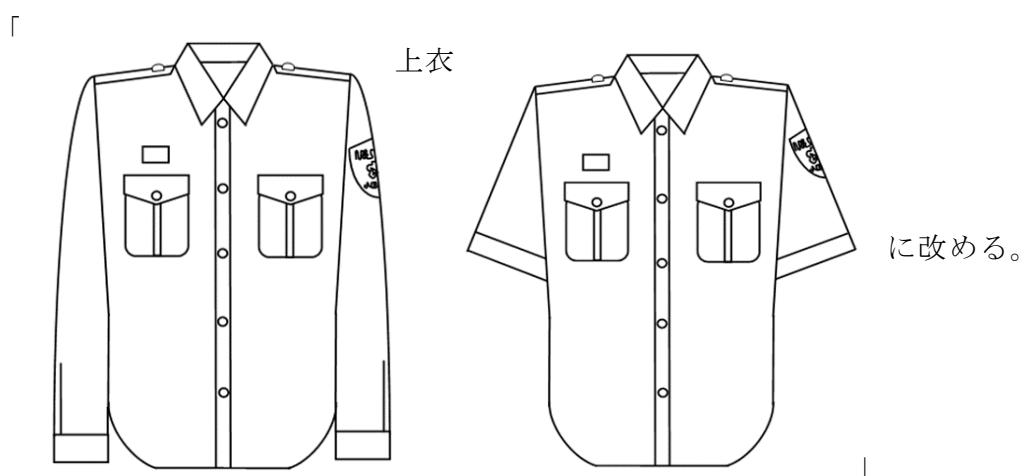


別表第2第4図中





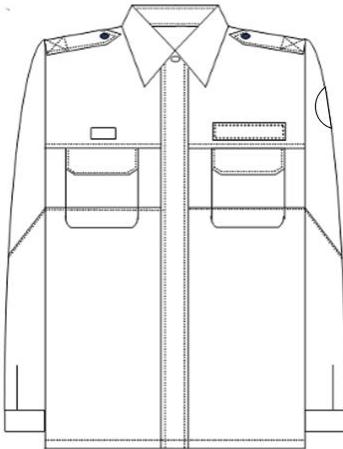
別表第2第5図中



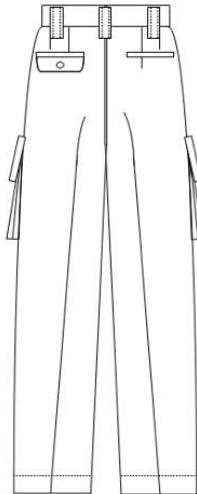
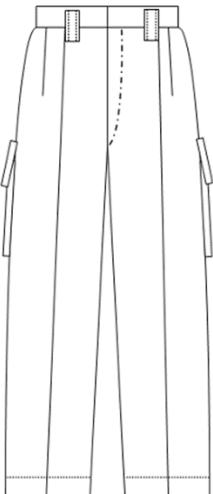
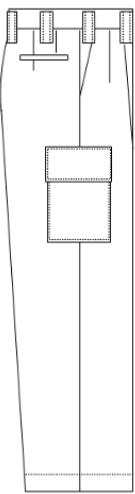
別表第2第6図を次のように改める。

第6図 活動服

上衣



ズボン



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に貸与されているこの規則による改正前の小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の規定に基づく被服等は、当分の間、この規則による改正後的小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の規定に基づく被服等とみなして着用することができる。